

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本所は、当学園創立の建学の精神に基づき、法令の定めるところに準拠して、有能堅実な幼稚園教諭及び保育士を養成し、地域社会に貢献し得る人材育成を行うことを目的とする。

(位置、名称)

第 2 条 本所の位置を富山県高岡市本郷二丁目1番35号におき、高岡第一学園幼稚園教諭・保育士養成所と称する。

(教育組織、定員)

第 3 条 本所の教育組織及び学生定員は、次のとおりとする。

教育社会福祉専門課程

幼児教育科 入学定員 60名 総定員 120名

(職員組織)

第 4 条 本所は所長統率のもとに、副所長、講師及び事務職員とその他所要の職員を置く。

(職員任免)

第 5 条 職員の任免に関することは、別に定める。

(教員会)

第 6 条 教員会は学術向上に関する事項及び生徒の教育指導に必要な諸般の事項につき協議する。

第 2 章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第 7 条 本所の修業年限は2年とする。ただし4年をこえて在学することはできない。

(学 年)

第 8 条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第 9 条 学年を分けて、次の2学期とする。

(1) 前 期 4月1日から9月30日まで

(2) 後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第 10 条 休業日（授業を行わない日）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 春期休業日 4月 1日～4月10日

(4) 夏期休業日 7月21日～8月31日

(5) 冬期休業日 12月21日～翌年1月10日

(6) 学年末休業日 3月21日～3月31日

2. 所長は特に必要があると認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

3. 所長は、非常災害、その他急迫の事情があるとき、または管理運営上特別の事情があるときは、臨時に休業日をもうけることができる。

第 3 章 教育課程及び単位

(教育課程)

第 11 条 本所の教育課程は、次の各号に定める授業科目及び単位をもって編成し、別表のとおりとする。

- (1) 幼稚園教員免許状を取得しようとする場合は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び同法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める単位を修得しなければならない。
- (2) 保育士の資格を取得しようとする場合は、児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により、厚生労働大臣の定める授業科目及び単位（平成 30 年厚生労働省告示第 216 号）を修得しなければならない。

(単位の算出)

第 12 条 前条に規定する授業科目に対する単位数は、1 単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて 45 時間とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、教室内における 1 時間の講義に対して教室外における 2 時間の準備のための学習を必要とするものとして、毎週 1 時間 15 週の講義をもって 1 単位とする。
- (2) 演習については、教室内における 2 時間の演習に対して教室外における 1 時間の準備のための学習を必要とするものとして、毎週 2 時間 15 週の演習をもって 1 単位とする。
- (3) 実技実習等の授業については、学習はすべて実技室、実習場等で行われるものとして、毎週 3 時間 15 週の実技または実習をもって 1 単位とする。

(授業日数)

第 13 条 1 年間の授業日数は 35 週にわたり、210 日を原則とする。

(単位の授与)

- 第 14 条 単位修得の認定は、当該課程の単位として定めた授業時数の 5 分の 4 以上出席し、かつ試験に合格した者に対して与える。
2. 実技実習においては、報告書または平素の成績をもって、これにあてることができる。
 3. 評点は、優・良・可・不可を以てし、可以上を合格とする。

第 4 章 入学、退学、休学及び卒業

(入学資格)

第 15 条 本所に入学できる者は、次の各号の一に該当するもので、当学園の建学の精神を遵奉し、入学検定に合格した者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）の規定により、大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

(入学志願の手続)

第 16 条 入学を志望する者は、入学願書に次の各号に掲げる書類及び所定の検定料を添えて、指定期日までに所長に提出しなければならない。

- (1) 高等学校の卒業証明書、または前条第 2 号もしくは第 3 号に該当することを証明する書類
- (2) 最終出身校の調査書
- (3) 健康診断書

(入学手続)

第 17 条 入学を許可された者は、指定の期日までに保証人と連署の誓約書に、入学金等を添えて所定の入学手続をしなければならない。

第 18 条 前条の手続を欠くときは、入学許可を取り消すことがある。

(保証人)

第 19 条 保証人は、独立の生計を営み、その責任を負うことのできる者でなければならない。

2. 保証人を変更したときは、すみやかに保証人変更届を所長に提出しなければならない。

(住所変更等の届)

第 20 条 生徒または保証人が住所を変更したときは、または身分が変動したときは、すみやかに所長に届け出なければならない。

(転退学)

第 21 条 生徒が転学または退学しようとするときは、保証人と連署のうえ転学届または退学届を所長に提出して許可を受けなければならない。

(長期欠席、休学等)

第 22 条 疾病その他やむを得ない事由により、1週間以上欠席する場合は、その届書に事由書を添付しなければならない。また1か月以上にわたって修学することができない場合には、保証人と連署の上、休学願を所長に提出して許可を受け、通算2年まで休学することができる。ただし休学期間は在学期間に算入しない。

(卒業)

第 23 条 本所に2年以上在学し、次の各号に該当する者につき、本所の教員会にはかり、卒業の認定を行い、これに合格した者に所長が卒業証書を授与する。

- (1) 第11条の第1号に定める単位を修得した者
- (2) 第11条の第2号に定める単位を修得した者
- (3) 第11条の第1号及び第2号に定める単位を修得した者

第 5 章 賞 罰

(褒 賞)

第 24 条 生徒として他の模範となるような者は、これを褒賞することがある。

(懲 戒)

第 25 条 所長は教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

2. 懲戒は訓告、停学、退学とする。

3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみこれを行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくして出席が常でない者
- (4) 所長統率の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第 6 章 学 費

(学費納入)

第 26 条 授業料その他納入すべく定められた次の学費は、所定の期日まで納入しなければならない。その納入方法は別に定める。

- (1) 入 学 金
- (2) 授 業 料
- (3) 施 設 費
- (4) 実 習 費
- (5) 図 書 費

第 7 章 資 格

(幼稚園教員免許状の授与を受ける資格)

第 27 条 本所を卒業した者のうち、第 1 1 号の第 1 号に定める単位を修得した者は、教育職員免許法（昭和 2 4 年法律 1 4 7 号）に定める幼稚園教諭二種普通免許状の授与を受ける資格を有する。

(保育士資格)

第 28 条 本所を卒業した者のうち、第 1 1 条の第 2 号に定める単位を修得した者に限り、別に定める細則にしたがい、所長は指定保育士養成施設卒業証明書を交付する。

第 8 章 称 号

(称 号)

第 29 条 「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与に関する規定（平成 6 年文部省告示第 8 4 号）」に基づき、第 2 3 条の 2 号及び 3 号に定める単位を修得した者には専門士（教育社会福祉専門課程）の称号を授与する。

第 9 章 細 則

(細 則)

第 30 条 健康診断は毎年 1 回実施する。

第 31 条 所長はこの学則の施行について必要な細則を定めることがある。

附 則

(施行期日)

この学則は、昭和 4 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この学則は、昭和 4 5 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則の施行の際、現に在学している者は改正前の高岡第一学園幼稚園教員養成所学則によるものとする。

附 則

(施行期日)

1. この学則は、昭和 4 6 年 4 月 1 日から施行する。
2. 昭和 4 5 年度以前の入学者については、改正前の学則による。

附 則

(施行期日)

1. この学則は、昭和47年4月1日から施行する。
2. 昭和46年度以前の入学者については、改正前の学則による。

附 則

(施行期日)

1. この学則は、昭和49年4月1日から施行する。
2. 昭和48年度以前の入学者については、改正前の学則による。

附 則

(施行期日)

1. この学則は、昭和51年4月1日から施行する。
2. 昭和50年度以前の入学者については、改正前の学則による。

附 則

(施行期日)

この学則は、昭和55年12月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この学則は、平成2年4月1日から施行する。
2. 平成元年度以前の入学者については、改正前の学則による。

附 則

(施行期日)

1. この学則は、平成4年4月1日から施行する。
2. 平成3年度以前の入学者については、改正前の学則による。

附 則

(施行期日)

1. この学則は、平成7年4月1日から施行する。
2. 平成6年度以前の入学者については、改正前の学則による。

附 則

(施行期日)

1. この学則は、平成11年4月1日から施行する。
2. 平成10年度以前の入学者については、改正前の学則による。

附 則

(施行期日)

1. この学則は、平成12年4月1日から施行する。
2. 平成11年度以前の入学者については、改正前の学則による。

附 則

(施行期日)

1. この学則は、平成14年4月1日から施行する。
2. 平成13年度以前の入学者については、改正前の学則による。

附 則

(施行期日)

1. この学則は、平成20年4月1日から施行する。
2. 平成19年度以前の入学者については、改正前の学則による。

附 則

(施行期日)

1. この学則は、平成22年4月1日から施行する。
2. 平成21年度以前の入学者については、改正前の学則による。

附 則

(施行期日)

1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。
2. 平成22年度以前の入学者については、改正前の学則による。

附 則

(施行期日)

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。
2. 平成24年度以前の入学者については、改正前の学則による。

附 則

(施行期日)

1. この学則は、平成31年4月1日から施行する。
2. 平成30年度以前の入学者については、改正前の学則による。